

電動キックボードなどの 登録制度が始まりました！

税務課資産税係 ☎0824-73-1144

道路交通法が改正され、7月から特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど）の登録制度が始まりました。公道を走行しなくても、車両を所有している人は、ナンバープレートの交付申請手続きを行う必要があります。

特定小型原動機付自転車とは

原動機付自転車のうち、外部電源から供給される電気を動力源とする電気モーターが付いているもので、以下の全てに該当するもの。

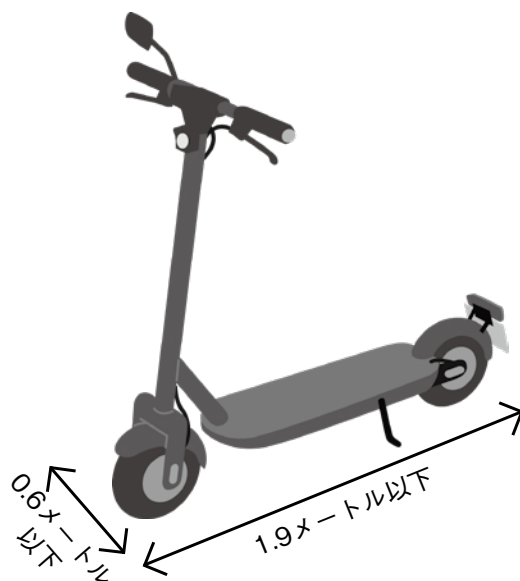
- 1 長さ 1.9メートル以下、幅 0.6メートル以下のもの
- 2 原動機の定格出力が 0.60キロワット以下 のもの
- 3 最高速度が時速 20 キロメートル以下のもの

また、公道を走行するためには、これに加え主に次の保安基準に適合している必要があります。

- 走行中に最高速度の設定を変更することができないこと
- オートマチック・トランスミッション（AT）機構がとられていること
- 最高速度表示灯が備えられていること

さらに、自動車損害賠償責任保険（共済）への加入が義務付けられています。

保安基準などの詳細は、国土交通省ホームページをご覧ください。



税額

年間 2,000 円（令和 6 年度から課税）

交付申請手続き

税務課または各支所市民生活係へ申請してください。申請の際は、次の書類を持参してください。

- 1 標識交付申請書（車台番号を記載してください）
- 2 販売もしくは譲渡の事実がわかるもの（※）
- 3 届出者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

※販売店または譲渡した人の押印が必要です。

※販売（譲渡）証明書で「特定小型原動機付自転車」に該当するか判断できない場合は、カタログなど、仕様の分かるものを併せて持参してください。

ご注意ください

市が交付するナンバープレートは、軽自動車税（種別割）の管理をするためのもので、公道の走行を許可するものではありません。また、電動キックボードなどで公道を走る際の交通ルールについては、警察庁のホームページをご確認ください。

問い合わせ

税務課資産税係 ☎ 0824-73-1144 または各支所市民生活係

